

市内障害児通所支援事業所
市内障害児入所施設 法人代表者 様
市内相談支援事業所

北九州市保健福祉局障害福祉部
障害者支援課指定指導担当課長

令和6年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について(通知)

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度報酬改定による見直しのため、一部ご案内ができておりませんでした。今般、厚生労働省の通知等により、新設・見直しの詳細および様式が確定いたしましたので、ご連絡します。つきましては、下記の通り年度当初の届出をご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 提出期限

原則 令和6年4月19日(金)

3月15日付で発出した『令和6年度基準省令改正及び報酬改定による各種届出等に関する手引き』に記載した内容から、変更はありません。

※4月19日(金)までに間に合わない場合は、4月26日(金)までとします。

※4月19日(金)までに提出した場合、4月サービス分は5月請求分で国保連等へ請求し、4月26日(金)までに提出した場合は、4月・5月サービス分を6月請求分で国保連等に請求するようお願い致します。

※報酬改定による新設・見直し対象外の加算については、取り扱いはこれまでと同じ(届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定)ですので、ご注意ください。

2 提出にあたっての留意事項

【年度当初の届出について】

本通知内の別紙1【年度当初の届出対象となる基本報酬及び加算】に、新設および見直しのあった基本報酬・加算を記載しています。該当する基本報酬・加算の届出を行う場合は、必ず新様式およびチェックリストをご使用ください。

【報酬改定により新設された加算の算定について】

本通知内の別紙2【届出が必要な新設・見直し加算(年度当初の対象となる加算を除く)】をご覧ください。

3 提出書類

- (1) 障害児(通所・入所・相談支援)給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

- (3) 上記ほか、加算の算定に応じて必要な添付書類
⇒「【年度当初】体制届出提出チェックリスト」を確認の上、作成してください。

(H P)トップページ > ビジネス・産業・まちづくり > 医療・福祉・健康・衛生(事業者向け)
> 福祉 > 事業者のみなさまへのお知らせ > 障害福祉 > 障害福祉サービス・障害児通所支援等事業者の指定・指導について > 各種指定申請(届出)について > 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出(加算の届出) > 加算等の届出【年度当初】

(URL)<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600422.html>

4 提出先・問合せ先

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係
TEL:093-582-2424 FAX:093-582-2425

5 提出方法

原則、郵送による提出としてください。

※ 封筒には、「障害福祉サービス等の加算等の届出【年度当初】」と**朱書き**で、ご記入ください。

【ご注意】

- ・職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は、算定する単位数が減少する場合には、必ず、届出を行ってください。
- ・届出をすることなく、そのまま給付費の算定を行った場合、請求の内容によっては不正請求となり、返還の対象となります。
- ・加算の算定要件や人員配置区分を十分にご確認願います。

別紙1【年度当初】の届出対象となる基本報酬及び加算

(令和6年4月4日現在)

サービス	必ず提出が必要な事項	加算等を算定している場合に、提出が必要な事項
児童発達支援	未就学児等支援区分 ※1 自己評価結果等未公表減算	看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)※重心型のみ 見直し 児童指導員加配加算 見直し 専門的支援体制・実施加算(様式は分かれています) 見直し 延長支援加算
放課後等 デイサービス	自己評価結果等未公表減算 ※2	看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)※重心型のみ 見直し 児童指導員加配加算 見直し 専門的支援体制・実施加算(様式は分かれています) 見直し 延長支援加算
居宅訪問型児童発達支援		見直し 訪問支援員特別加算
保育所等訪問支援		見直し 訪問支援員特別加算
障害児入所施設		看護職員配置加算

別紙2届出が必要な新設・見直し加算(年度当初の対象となる加算を除く) (令和6年4月4日現在)

サービス	新設された加算・見直しのある加算(様式に変更があるため、ご確認下さい)
児童発達支援	新設 中核機能強化加算※該当する事業所(児発C)には個別に連絡します 新設 中核機能強化事業所加算 新設 人工内耳装用児支援加算 新設 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 新設 入浴支援加算 新設 共生型サービス医療的ケア児支援加算 見直し 強度行動障害児支援加算 見直し 食事提供体制加算
放課後等 デイサービス	新設 中核機能強化事業所加算 新設 人工内耳装用児支援加算 新設 入浴支援加算 新設 共生型サービス医療的ケア児支援加算 新設 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 見直し 強度行動障害児支援加算
居宅訪問型児童発達支援	新設 多職種連携支援加算 新設 強度行動障害児支援加算
保育所等訪問支援	新設 ケアニーズ対応加算 新設 多職種連携支援加算 新設 強度行動障害児支援加算
障害児入所施設	新設 要支援児童加算 新設 障害児支援施設等感染対策向上加算 見直し 日中活動支援加算 見直し 小規模グループケア加算 見直し 強度行動障害児特別支援加算
障害児相談支援	見直し 主任相談支援専門員配置加算 新設 高次脳機能障害者支援体制加算 見直し 精神障害者支援体制加算 見直し 行動障害支援体制加算 見直し 要医療児支援体制加算

(注意)

・別紙2に記載のある加算は、**年度当初の届出は不要ですが**、報酬改定による新設加算または見直しが行われている加算となります。

※『令和6年度基準省令改正及び報酬改定による各種届出等に関する手引き』をご確認の上、届出を行って下さい。

新設マークのある加算を算定する場合……新設の加算を算定する場合は、加算の届出を行って下さい。

見直しマークのある加算を算定する場合……見直し内容を通知等で確認いただき、現在算定している加算の体制が変更となるようであれば加算の届出を行って下さい。

(体制が変更となる例:算定していた加算に、区分(I)(II)が新たに創設された場合など)

※1 児童発達支援(未就学児等支援区分)

年度途中に新規の指定を受けた事業所は、当該年度(11月1日以降)は、「経過措置対象」のため該当しない。

(ただし、指定を受けてから3月以上12月未満の間は指定後3か月間の実績に応じて算定可能)

※2 児童発達支援及び放課後等デイサービス(自己評価結果等未公表減算)

年度途中に新規の指定を受けた事業所は、指定後、1年未満の場合は該当しない。

(ただし、指定後1年以上経過する事業所は、全事業所該当する)

別紙 2 フローチャート

※別紙 1「【年度当初】の届出対象となる基本報酬及び加算」のうち、該当するサービス欄をご確認ください。

